

企業繁栄を阻む 労働トラブルの防止と対応を考える

労働トラブル防止総合講座




主 催：愛知県各労働基準協会

近年の個別労働紛争、労働裁判等の労働トラブルが増加する中、平成24年には労働契約法、労働者派遣法、高齢者雇用安定法等の労働に関する重要な法律の改正が相次いで成立し、また、パワハラ等の対応もより明確化されました。企業は、複雑化する法律等に対応しながら、労働トラブルに備えていかなければなりません。

そこで愛知県各労働基準協会では、各種労働トラブルの防止と対応策を、労働分野で活躍される弁護士にお聴きする全4回の「労働トラブル防止総合講座」を開催します。ぜひともご参加いただきたくご案内申し上げます。

●時 間 午後1時30分～午後4時30分

●会 場 中日パレス 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル5階

第1回 平成25年6月21日(金)	第2回 平成25年9月5日(木)
<p>労働者派遣法改正後 どう変わった、どう変わる！ 派遣労働・業務請負をめぐる トラブル事例と防止対策</p>  <p>西脇明典氏 西脇法律事務所 所長 弁護士 愛知労働局紛争調整委員</p> <p>多くの問題を抱える派遣労働者の保護のため、派遣先での労働契約申込義務の改正、違法派遣に対する派遣先での労働契約申込みなし制度の創設等の労働者派遣法の改正が行われました。加えて、専門26業務の見直し検討、偽装請負の監督指導の徹底等の、国会付帯決議もなされました。派遣先事業場、派遣元事業場双方への改正の影響と、今後予想されるトラブルとその防止対策について、様々な労働問題に携われ、企業側弁護士として有名な同氏より講演をいただきます。</p>	<p>労働契約法・高齢者雇用安定法改正後 どう変わった、どう変わる！ 有期労働契約者をめぐる トラブル事例と防止対策</p>  <p>宮澤俊夫氏 宮澤俊夫法律事務所 所長 弁護士 愛知労働局労災法務専門員 元名古屋法務局訟務部付検事</p> <p>不安定な雇用状況下にある有期労働契約者をめぐる相次ぐトラブル防止に向け、無期労働契約への転換、雇い止め法理が条文化される等の、労働契約法改正が行われました。また、高齢者の65歳までの雇用確保措置が義務化されましたが、その雇用形態も大半が有期労働契約です。このような法改正の影響を受け、有期労働契約をめぐる労務管理が今後どのように変わるのかを、緻密な解説で定評のある同氏よりお話いただきます。</p>
第3回 平成25年12月6日(金)	第4回 平成26年3月7日(金)
<p>パワハラ円卓会議提言・ 精神障害労災認定基準策定後 どう変わった、どう変わる！ パワーハラスメントをめぐる トラブル事例と防止対策</p>  <p>森美穂氏 森法律事務所 弁護士 元三重県労働委員会公益委員 元愛知県男女共同参画審議会委員</p> <p>パワハラをめぐる民事問題、また、精神障害の労災保険の認定は、業務との関連性、労働者個々の捉え方、事情などが関連し、非常に判断が難しいものですが、企業の責任が認められると多額の損害賠償を請求されることもあり、企業にとっては重大な問題となります。こうしたトラブルに発展させないため、今後必要となる防止対策について、企業側弁護士として、メンタルヘルス等多くの労働問題に携われる同氏より解説をいただきます。</p>	<p>日本マクドナルド事件後 どう変わった、どう変わる！ 管理監督者をめぐる トラブル事例と防止対策</p>  <p>庄司俊哉氏 福岡宗也法律事務所 弁護士 愛知労働局紛争調整委員</p> <p>労働基準法では、管理監督者は労働時間の規制対象外としています。しかし、この管理監督者の定義は曖昧であり、組織体制、権限、待遇等を総合的に判断する必要があるため、誤った判断で労働者を管理監督者と扱い、監督者より指導を受ける、あるいは民事事件として賃金不払いで裁判に訴えられるケースが後を絶ちません。そこで、適正な判断を行い、トラブルを回避するための対策を、多くの労働トラブルの解決にあられる同氏からお聞きします。</p>

対 象 企業経営者、労務人事・安全衛生部門責任者、担当者等（定員100名）

費 用 会 員 1回 6,000円 4回 20,000円（資料代・税を含む）

非会員 1回 8,000円 4回 28,000円（資料代・税を含む）

申込要領 申込書を予めファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を銀行へお振り込みください。

また、受講票は開催日の7日前までにお送りいたします。

社団法人 名北労働基準協会 総合受付 〒462-8575 名古屋市北区清水 1-13-1

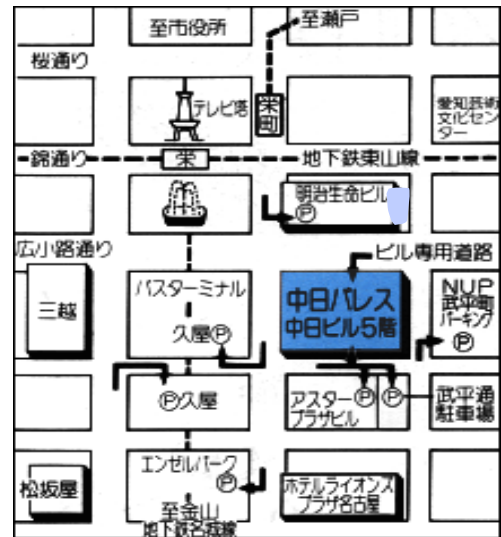
電 話 (052) 961-1666 FAX (052) 962-1670

振 込 先 三菱東京UFJ銀行 黒川支店

普通預金 No.2036133

社団法人 名北労働基準協会 労務管理教育会計
恐れいりますが、振込手数料は貴社にてご負担願
います。

会場略図



労働トラブル防止総合講座 申込書(コピー可)

事業場名		TEL	()	—
		FAX	()	—
事業内容		労働者数		人
所在地	〒			
ご出席者	氏 名	所属部署・職名	受 講 日 (レを付けて下さい)	
			<input type="checkbox"/> 4回とも <input type="checkbox"/> 6月21日 <input type="checkbox"/> 9月5日 <input type="checkbox"/> 12月6日 <input type="checkbox"/> 3月7日	
			<input type="checkbox"/> 4回とも <input type="checkbox"/> 6月21日 <input type="checkbox"/> 9月5日 <input type="checkbox"/> 12月6日 <input type="checkbox"/> 3月7日	
会費支払時期	月	日	銀行支払	受講票送付先
				受講者・担当者(部署名
				・ 様)

会員番号※

--	--	--	--	--	--	--	--

※会員番号 郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。

※個人情報 この申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた講座の参加者資料として使用し、参加者の同意なく目的外の利用を行なうことはありません。